

薩藩商業略説(1)

——領国内商業：研究ノート：その1——

高向嘉昭

一 はじめに

昭和47年の商業統計によると、鹿児島県内の商店数は30,942店（飲食店を除く、以下同じ）、従業者数 104,456人、年間販売額 739,671百万円であり、各都道府県別では、ほぼ中間帶¹⁾に位置づけられる。しかし、従業者規模別商店比率においては、常時従業者1～2人の、いわゆるパパ・ママ・ストアーの比重が極めて高く、沖縄を除く²⁾全国46都道府県のうち最高の比率（70.8%，小売業のみでは74.9%）を示している。また商店1店当たり、あるいは従業者1人当たりの販売額をとってみても全国的には低位帯に属し、とくに小売業者においてその傾向は著しく全国最下位である（第1表参照）。つまり、零細過多性を特徴とするわが国商業の中でも、最もその様相を濃くしているのである。さらに鹿児島県の場合、このような零細過多性に加えて、鹿児島市への一点集中型を示していることも見落せない現象である。商店数の24.8%が鹿児島市に立地し、従業者数の40.3%を擁し、年間販売額に至っては65.3%のものを獲得している。さらに、卸・小売別に見た場合、卸売業は、より一層鹿児島市へ集中集積し、小売業も、その分散性を考慮すると、いかに鹿児島市の比重が高いものであるかを知ることができる（第2表参照）。

1) 商店数では全国第19位、従業者数では第24位、年間販売額では第33位である。

2) 昭和47年の商業統計調査は同年5月1日に実施されたが、沖縄はまだ本土復帰前であったため、調査から除外されている。

このような零細過多および鹿児島市への偏倚は何に起因しているのか。通常いわれているように、鹿児島県には見るべき工業・工場がない（もっとも最近では、いくらか県外からの進出工場はあるが、大企業といわれるものは皆無といってよい）とか、中央市場への距離が遠いとか、つまり農業県であり、地方

第1表 鹿児島県商業の生産性

	商店 1店当たり年間販売額		従業者 1人当たり年間販売額	
	金額 百万円	全国順位	金額 百万円	全国順位
合計	23.9 (77.0)	44	7.1 (16.6)	40
卸売業	154.9 (412.0)	29	17.6 (35.5)	30
小売業	10.3 (18.9)	46	3.6 (5.5)	46

注：（ ）内は全国平均を示す

昭和47年商業統計表より作成

第2表 県内商業に占める鹿児島市の比重

(単位：%)

	商 店 数	従 業 者 数	年 間 販 売 額
合 計	24.8	40.3	65.3
卸 売 業	47.4	70.3	81.3
小 売 業	22.5	30.5	40.1

昭和47年商業統計表より作成

消費市場であることが、現状の規定要因になっていることは否定できないとしても、それだけであろうか。

「歴史を過去の出来事とするならば、現在は歴史の結果であり、人は常に歴史の中に生き、歴史をつくりつづけてきた。歴史を読むということは過去を知ることによって歴史を再現させ、明日に生きる道を見出そうとすることであろう。」³⁾ という言葉に示されているように、過去を知ることは現実を理解し、将来を予知する上に甚だ重要な手段であるということができる。そこで、次の

3) 歴史図書目録刊行会編『歴史図書目録』(1976)序文より。

ような疑問を解明することも必要になってくる。

すなわち過去の、とくに藩政時代の商業の体質あるいは環境条件が現代の商業に封建的遺産として伝わり、また規定するものとなってはいないか。もし、そうであるとすれば、どのような形で残り、どの程度影響を受けているのか。

さらに、わが薩摩は周知の如く「封建制の極北」といわれるような強固な封建体制をしいてきただ。その封建制の鉄桶の中で、前期的商業資本ないし貸付資本がどのような役割を果し、また現代資本主義の発達にどう係わりあうのか。いかにして資本主義発展のための土壤が形成されてきたのか。

しかし、そのようなことの究明のためには、まず過去の商業の姿をしっかりと把握しておくことが肝要である。ところで過去といえば、もちろん古代、中世をも含むが、ここでは一面において封建制度の完成した、また他面において商業の発展がようやく軌道に乗り、それ以前に比べて大きな転換を見せた近世をとりあげ、その中における薩藩商業の様相を見て行きたいと思う。

近世は大名領域を一つの有機的統一体として、その城下町を中心に一つの経済圏を作らんとする一方、中央集権的権力はこのような経済圏をできる限り打ち破り、大阪・江戸以下の直轄都市を中心として、全国的に経済圏を拡大しようとした⁴⁾時代である。そして遂には諸侯の分国主義は次第に維持し難くなり領域経済は全国経済の中に合流せざるを得なくなった⁵⁾時代でもある。

このような時代的趨勢の中において薩藩の商業活動は如何に展開されたであろうか。薩摩藩は領主権力〔農民支配〕の強烈さと小農民の自立度の低さ、豪農経営展開の微弱さの故に農民的商品生産を展開せしめず、特用作物はあるがそれは商品作物として農民経営の中に組み込まれず、農民には自給経済が強制され、農民的剩余の成立の余地は乏しかった。従って後述するように、在町・農村市場の展開や在郷商人の抬頭も微弱で、わずかに定期市が許され零細な剩余生産物の交換をなしたにすぎなかった⁶⁾。

4) 宮本又次『日本商業史概論』、世界思想社、1954、170ページ。

5) 同上、171ページ。

6) 秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』、御茶の水書房、1970、15ページ。

しかし、このような「全般的に農民的貨幣経済の展開の未熟、領内市場の狭隘さ」⁷⁾ の故に領内商品流通は（従って商業も）極めて不活発であったに拘らず、他方領主層の主導する上方・長崎における交易や藩際交易・琉球貿易あるいは藩営専売制度等を通じて、一見華やかな領主的商品流通が展開され⁸⁾、全国経済との結びつきをより強固にしていったのである。

かくして薩藩の商業は、領国内商業と領外通商の両側面から、さらに両者を総合した面から全体像を把握せねばならないと思われる。ただし、本稿は本格的研究のいわば予備段階に過ぎず、これまでになされた諸先輩の研究方法ならびに成果を借用して覚え書き風にまとめたものである。

二 領国内商業

1. 城下町

(城下町の形成) 薩摩藩領国内商業の中心地は、他の諸藩と同様に城下町であった。

城下町は近世封建体制の確立とともに諸大名居城の城下の町として新たに形成されたものが多いが、中には小田原や甲府などのように戦国時代、守護大名によって既に建設されていた守護町を継承発展させたものや、あるいは中世の門前町から近世に至って城下町となった都市、また港津町から発達したものや宿駅町から転換育成されたものなども見受けられる⁹⁾。いずれにせよ、これら城下には武士団を定住させ、不時の状態に備えさせたが、それは同時に兵農分離を促進し、兵農分離は武士団をすべて消費生活者としてしまった。そこで封建大名は、武士団や自らの消費生活を確保するために商工業者の来住を誘致し、城下町という一つの経済活動の場を作らざるを得なくなった。すなわち、城下町は大名や家臣団に対して必需品を調達するとともに、そこに領内の商業機能を集

7) 秀村選三編『前掲書』、15ページ。

8) 同上、15~16ページ。

9) 河原茂太郎・菊浦重雄共著『日本商業発展史』、文雅堂書店、昭35、220ページ。

中する¹⁰⁾ことによって、藩領域市場の中核に位置づけられた¹¹⁾のである。

鹿児島は小田原や甲府と同様に、中世より継承され発展拡大したものである。島津家5代貞久は興国4年（1343）矢上一族を敗り、その居城であった東福寺城に6代氏久を配置し、以後居城は東福寺城（40年余）から清水城（160年余）へ、さらに内城（50年余）へと移ったが、その周辺に町屋が築かれ約250年間守護町として発達してきた。しかし、守護町時代の鹿児島は、海には臨むものの、ふところの狭い町であり近世的な城下町の発展のためには不十分であった。そこで19代家久は慶長7年（1602）鹿児島城（鶴丸城とも称す）を築くとともに甲突川の改修にとりかかり川筋を改め、埋立てを行ない、城下地域を拡張して土屋敷・町屋敷を建てさせた。これが近世鹿児島城下町の始まりである。

城下町は軍事目的を主としたので、通常封建領主の居城を中心として町は構成されていた。まず城の周囲に家臣団の居住地域が設定され、さらにその周囲に町人階級の居住地域がおかれた¹²⁾。鹿児島の町も同じく城の周辺に土屋敷が配置され、その外側に守護町時代の上町地域、鹿児島城築城後に建設された下町地域、それに甲突川西岸の西田町地域のいわゆる城下三町が存在した。三町の数町は上町6町、下町11町（のち15町に増加）、西田町3町を数えたが、その町名と家数は『通昭録巻七』によると次の通りとなっている。

上町（家数 1,102軒）

地蔵町、柳町、車町、和泉屋町、戎町、浜町 計6町

下町（家数 1,591軒）

六日町、中町、呉服町、大黒町、木屋町、築町、新町、今町、堀江町、船津町、納屋町 計11町

西田町（家数 190軒）

10) 領内の商業機能を城下町に集中するといつても、城下町以外の領内農村に、商人が一人もいなくなったというわけではない。農民の非自給部分を供給する小商人が、各村に何人かはいたし、何よりも在町・在市には、かなりの人数の商人がいた。（豊田武・児玉幸多編『流通史1』）

11) 豊田武・児玉幸多編『流通史1』、山川出版社、昭49、146ページ。

12) 河原・菊浦『前掲書』、223ページ。

東之町，中町，西之町　　計 3町

(なお下町は，宝永中建立した南泉院の寺門前を和泉町としてこれに加え，12町になった。さらにその後海岸の埋立て等により，天保年間には住吉町，汐見町，弁天町を加えて15町となつた¹³⁾。)

ところで，鹿児島の城下においては町方三分，武家七分といわれるよう，士屋敷の地域が広く，人口においても文政9年(1826)で武士は三町の3倍以上，ほかに家来，与力，足軽を加えれば7倍以上もある¹⁴⁾という全く武士中心の町であった。

(同職集居) 一般に城下町の商店においては同職集居が常であり，しかも『枢密要論』に「町屋の内にても往還に商人を置，裏屋に職人を置，是当然の理也」と論じているように，職人町と町人町とは区別されていた。城下において多くみられた商人町としては肴町(魚町・魚屋町)・材木町・米町(穀町・石町)・呉服町・塩町・博労町・伝馬町・旅籠町・紙屋町(紙町)・連著町(連尺町・連雀町)・油町・茶屋町・八百屋町¹⁵⁾等があり，また職人町としては鍛冶町・紺屋町・大工町・檜物師町・瓦町・研屋町¹⁶⁾などである。

藩政時代の鹿児島に見られる町人達の職種には質屋・焼酎屋・酒屋・油屋・鬚付屋・紅屋・糀屋・味噌醤油屋・呉服屋・細もの屋・荒もの屋・綿屋・紙屋・木屋・金物屋・米屋・八百屋・魚屋・こんにゃく屋・薬屋・紺屋・肥料屋など¹⁷⁾があるが，これらのうち，どの程度同職集居がなされていたのか不明である。ただし，下町の中の呉服町・木屋町¹⁸⁾は明らかに同職集居を推定させ，また納屋町も明和2年(1765)御船手より諸浦々郷の郷士年寄中ならびに浦役人

13) 鹿児島県社会科教育研究会・高等学校歴史部会『鹿児島の歴史』，鹿児島書籍株式会社，昭33，113ページ。

14) 原口虎雄『鹿児島県の歴史』，山川出版社，昭51〔第2版〕，159ページ。なお当時の人口総計は58,065人である(同書)。

15) 宮本又次『前掲書』，178ページ。

16) 河原・菊浦『前掲書』，223ページ。

17) 原口虎雄『前掲書』，158～159ページ参照。

18) 鹿児島は藩政時代しばしば大火に見舞われ，その大半の火災発生ならびに延焼地域が下町であったため，文政12年(1829)木屋町は金生町と改められた。

に出された達示で

- 一 諸浦にて取得候諸魚，納屋へ不売渡，所中にて直売又は沖売にいたし候付，納屋中必至と行迫候付，納屋中より，訴訟申出趣有之，左之通，御船手より，諸浦へ申渡有之，
- 一 諸所にて取得候諸魚，都て納屋へ売渡，脇売之儀一向不致様，先年屹被仰渡置候處，頃日於浦々，相対ニ直売又は沖売等いたし，鹿児島へ持越，致商売候由……（列朝制度卷之十二）¹⁹⁾

とあるところから，納屋は魚の取引場所であり，納屋町は彼等の居住した所であろうと思われる。

また上町の戎町も『倭文麻環』卷五に「……恵比須町に，この神の祠を立て魚市をなす。当時は魚屋一へん商人あとともいへり」と述べているところから魚の取引が行われたことを知り得るが，ただし，これは守護町時代のことであり果して城下町時代まで継続されたかどうか，継続されたとしても彼等の常住地であったかどうか不明である。

(城下町問屋) 近世における商業機構の一つの特色は，流通過程のうちに，専門の業者を生み出し，複雑な機構をつくりあげたことであろう。生産者から消費者へ渡るのに，仲買人によって生産者から集荷されたものが問屋へ，それから仲買・小売の手を経て消費者へ渡るルートができ，その中間に位する問屋が流通機構の中核となつたのである²⁰⁾。

ところで，前にも述べたように，薩摩藩に限らず他藩でもそうであるが，城下町には大名を中心とする武士階級に武器類や日常必需品を供給する商工業者がいたが，領内に産出しない原料や商品は領外から移入しなければならなかつた。農具生産の原料を例としても，中国地方の鉄が各地に送られていた。また伝統的な高度な熟練技術を必要とする高級品は，京都をはじめとする先進地の畿内から購入しなければならなかつた²¹⁾。

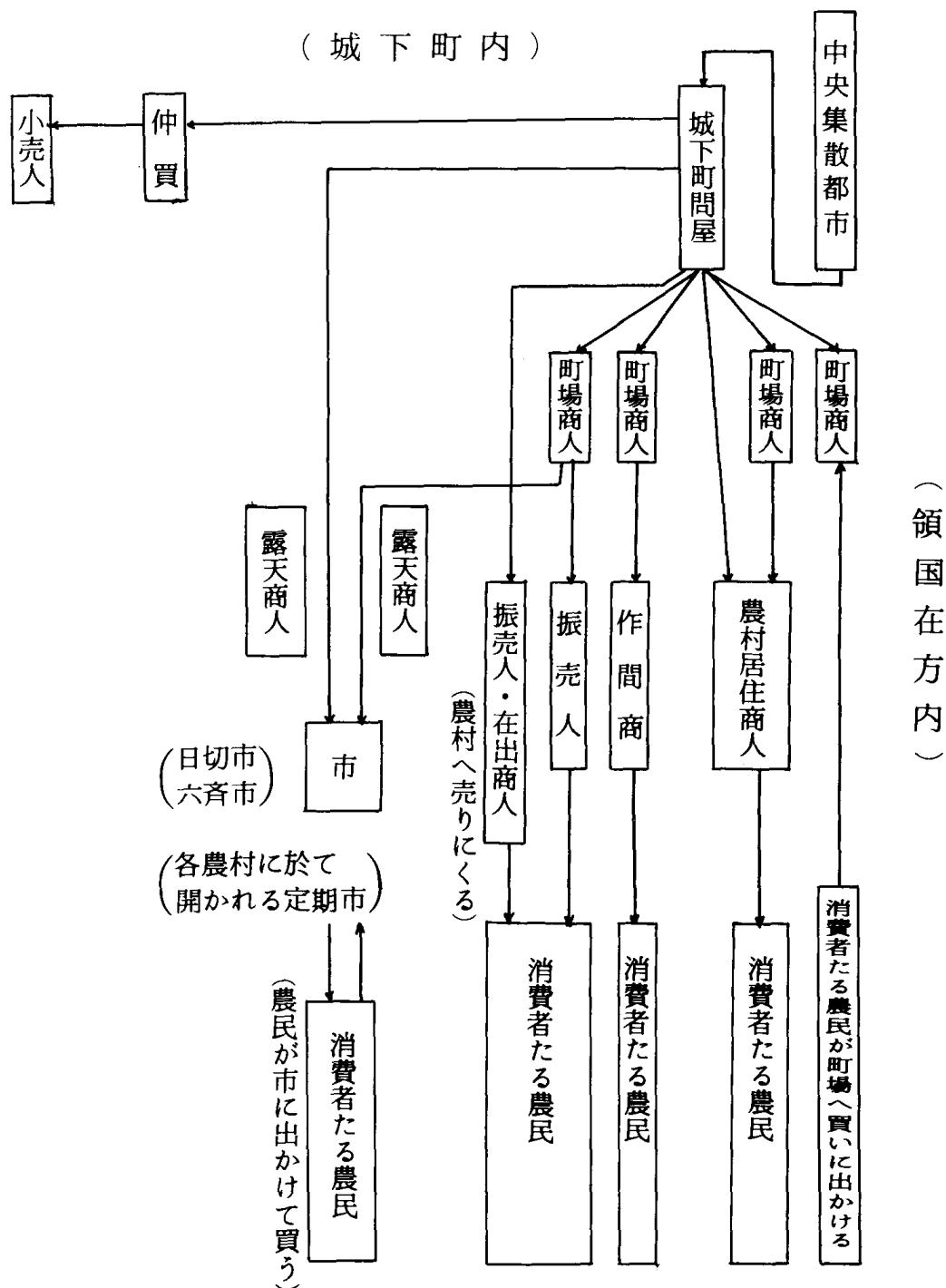
19) 藩法研究会編『藩法集8（鹿児島藩上）』，創文社，昭44，368ページ。

20) 豊田・児玉編『前掲書』，13ページ。

21) 同上，127ページ。

このように、各藩は各自の領国内市場だけで、その経済生活を完結させることは困難で、勢い領外市場との連結を必然的なものとする。しかし、領外市場との自由な結びつきは、往々にして封建的領域経済を弛緩せしめ、封建体制そ

第 1 図



宮本又次「日本近世問屋制の研究」149ページより引用。

のものを崩壊させないとも限らなかった。そこで各藩は、領内の消費者（同時に生産者でもある）と領外の商人との直接接触を禁じ、領主の完全な統制下にある城下町の問屋商人を通してのみ、間接的に関係²²⁾させたのである。すなわち領外市場と領国内市场との取引過程において城下町問屋はその領国内の配給独占権を有し、前ページの図に見るよう町場商人は直接中央集散都市の問屋より直仕入し得ず、町場商人、村方居住商人は、必ず城下町問屋より仕入れねばならなかつた²³⁾のである。

薩摩藩においても鹿児島県史第二巻に「延宝八年（1680=筆者注）六月廿二日の覚では……他領商人の滞留者は鹿児島問屋につき、問屋証文を以て勝手次第何方にも商売を許される事となって居り、また番所に於いて国所証文別条なき者へは、所次に送状を附して鹿児島問屋へ送り、中途の滞留は厳禁し、……鹿児島問屋証文を受けて商売も為さず、徒らに滞在する者は所に置かず、鹿児島問屋へ送る事とし、……」²⁴⁾とあるところから、またその他の史料に徴しても、城下町問屋の存在は明らかであるが、その機能、機構等の詳細については、今のところ筆者には不明である。

(仲間組織) 株仲間に代表される仲間組織等についても、同じく県史は「同業商人の仲間については、例へば三町の醤附屋・味噌酢醤油屋に夫々支配人があり、同じく焼酎屋には三町に小頭を置く等一定の組織を存した様である。」²⁵⁾と述べているが、それ以上の記載はない。城下町問屋と同様に、筆者にとって今後の研究課題である。

(城下町の衰退と繁栄方) はんえいほう 一般に近世における商業は時代の進展とともに、ますます活発化し発展していくのが普通であるが、薩藩の場合にはむしろ逆に衰退の傾向を辿った。

時代的にはいささか違いがあるが、新潟県長岡の士族本富安四郎が、その著

22) 豊田・児玉編『前掲書』、150ページ。

23) 小野均『近世城下町の研究』232ページ以下。ただし、本稿では宮本又次『前掲書』の148ページより引用。

24) 『鹿児島県史』第二巻、562~563ページ。

25) 同上、572ページ。

『薩摩見聞記』の中で「商人は世間の所謂商人に非ず、全く士族の御用足しにして其の一定したる少数者の必用品を調達するに過ぎず。販路の拡張を図らん様もなく、商機の変動に逢ふて奇利を制すべき折もなし。」と述べているように、また「商人には更に富を致し家を興すの機會もなし。其の日々の米薪の代を得ば仕合と思へる迄なり。」といっているところから当然類推されるように、薩藩の商人達はその殆んどが零細業者であった。例えば藩が商家に課した御礼銀の額と商家数を見てみると(第3表)、質屋以下7職種151軒が、下町における御礼銀負担者のすべてであったとすると、下町町家数のわずか5.1%で、文化年間においては、富裕町人の比較的多いと考えられる下町さえ、95%近くは御礼

第3表 商家数と御礼銀

	三 町 (文化4年)	下 町 (文化5年)	御 礼 銀 (年 間)	諸 郷
質 屋		17 軒	387 匄	
焼 酎 屋	344 軒	53 "	49 "	864 軒
酒 屋	35 "	20 "	129 "	63 "
油 屋		18 "	43 "	
鬚 附 屋		17 "	43 "	
粬 屋		16 "	10 "	
味噌醤油屋		10 "	10匁, 21匁5分 43匁	
小 計		151 "		
その 他		こまもの屋, 荒もの屋, 木屋, 綿屋, 八百屋, 魚屋等があるが, その数は不明。なお, これらは 御礼銀はない。	諸郷酒屋の 御礼銀は43 匁で城下三 町の1/3であ る。	

【鹿児島市史 I】375ページより引用。

銀対象にもならない零細小売業だった²⁶⁾のである。もっとも「運上銀課税が町の負担というよりも、薩藩の場合『水主役』²⁷⁾なる賦役が町の負担として一般的・基本的なものであったといえる。」²⁸⁾と原口氏が指摘されているように、御礼銀の有無だけで町家の状態を判断するのは速断に過ぎるかも知れないが、さほど大きな開きはないようと思われる。

ともあれ、このような零細商家が「其の日々の米薪の代を得ば仕合と思へる」状態におかれ、さらに後にも述べるところであるが、薩藩では直接生産者や賦役人の確保のために、町人から百姓への縁組みはよいが、百姓から町人への縁組みは厳禁というように、縁組みにまで強い制限が加えられていたこともあって、城下三町の人口は急激に減少してきた（第4表参照）。

そこで25代藩主重豪は、安永元年(1772)商人を招き寄せるために居住や縁組みを自由とし、町家に限らず上方または他領から男女奉公人を雇うことを許し、町人が他領へ出ることも自由にしたりするなどして城下町の繁栄に積極的な努力を払った。重豪は翌2年(1773)繁栄方という専門の係りをお

第4表 城下三町人口推移表

年 代	三町人口	横井野町
宝永3年 (1706)	人 7,023	
享保11年 (1726)	※ 人 6,408	—
明和9年 (1772)	人 5,737	人 104
寛政1年 (1789)	人 5,544	—
寛政12年 (1800)	人 5,185	人 115
文政9年 (1826)	人 4,941	人 153

注 ※は、上下両町だけで西田町は入っていない。（県史第2巻を中心に多少補った）

【鹿児島市史Ⅰ】374ページより引用。

26) 『鹿児島市史1』, 376ページ。

27) 「水主役」というのは、水上の賦役で、藩の御用船の乗組に徵集されたり、または浦々の駆逐のことに従事するのである。浦々からは「現夫」、すなわち現実に無償の労働を徵集したり、時には「雇水夫立」といわれる法定賃銀による労働徵集すらも実施したが、浦町や野町や城下町の町人からは「水主銀」の銀納ですませることが多かったらしい。（原口虎雄「薩藩町方の研究」365ページ。）

28) 原口虎雄「薩藩町方の研究」（秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』、御茶の水書房、1970, 所収), 365ページ。

き、家老を担当とした²⁹⁾。ちなみに現在鹿児島県最大(南九州においても最大)の百貨店である『山形屋』は、この重豪の門戸開放によって出羽国山形からはあるばる移住してきた岩元源衛門によって創業された山形屋呉服太物店の後身である。

重豪はその他種々の「開化政策」をとり城下町の繁栄をはかろうとしたが、城下人口の減少をくいとめることはできず、前掲第4表によると、重豪治世の明和年間から藩政後見停止後間もなくの文政9年(1826)までの50余年間に800名近くの減少をみせている。ただその前60余年間の1,300名近くの減少に比べると減少の勢いは衰えたといえる³⁰⁾。

(商人の階層分化) 一般の商人達が上述のように「其の日々の米薪の代を得ば仕合と思へる」様な状態であったのに対し、城下商人に限ったことではないが一部の商人達は南西諸島および上方貿易の御用商人として、あるいは国産専売の役人³¹⁾または請人として活躍することによって、一般商人との間に階層分化を生じ、その開きはますます拡大していった。『鹿児島のおいたち』には、文久2年(1862)薩摩藩がミネヘル銃を購入する際の資金として、次のような人々に対し、総額8万2,300両の貸上を命じたことを記載しているが、これなども階層分化を見る上に一つの指標となりうるものであろう。

一金弐万両	浜 崎 太平次	一金五百両	森 田 孫兵衛
一金壱万両	田 辺 泰 藏	一金五百両	堀之内 藤兵衛
一金八千両	黒岩 政右エ門	一金五百両	魚 住 吉兵衛
一金八千両	長 倉 氏	一金五百両	大 坪 武兵衛

29) 『鹿児島市史1』, 378ページ。

30) 同上, 379ページ。

31) 天保改革において、川畑清右エ門に織屋(羽二重生産)・重久佐次右エ門に木綿織屋を総裁せしめた。重久は禄千石を賜り町奉行にまで昇進した。木綿織屋には長倉猪八、同源左エ門・川井田藤助・谷山甚左エ門等の有力な町人も役人として参画した。このほか城下御用商人の参画した統制経済活動は多いが、諸郷の浦人で登用されたものも若干いる。たとえば串良郷柏原の田辺氏や指宿郷の浜崎氏のごときである。天保度の改革においてはうち22軒が士分になり、17軒は天神馬場という立派な筋に屋敷を賜ったという。(原口虎雄「薩藩町方の研究」337ページ)。

一金八千両	川井田 氏	一金五百両	田 中 庄兵衛
一金八千両	坂元 弥右衛門	一金五百両	池 田 平次郎
一金弐千両	岩 元 与兵衛	一金五百両	徳 重 伊兵衛
一金弐千両	長 崎 喜兵衛	一金五百両	柿元 彦左衛門
一金弐千両	長 崎 武八郎	一金五百両	松元 伊右エ門
一金弐千両	川畠 清右エ門	一金五百両	柳 田 平兵衛
一金 千両	中村八郎右エ門	一金五百両	藤武 喜右エ門
一金 千両	林 盛之助	一金参百両	白川 武右エ門
一金五百両	丹下 権右エ門	一金参百両	岡 部 与兵衛
一金五百丂	青木 善右エ門	一金弐百丂	西村 六右エ門
一金五百丂	浜田 新左エ門	一金弐百丂	野 上 伝 蔵
一金五百丂	岩 城 勇次郎	一金参百丂	松 元 伊兵衛
一金五百丂	宮原 助左エ門		山 下 善之助

2. 野町

(外城制度と野町) 前項で見たように領域経済の中心は城下町にあり、村方・地方においては、商業を否定し、城下町にのみ商業を許容したのであるが、貨幣経済が進展するとともに、城下町以外において、全然都市的なものを否定しことはできなくなった。そこで諸大名は分国内の郡奉行支配下に、町分・郷町・町場或は在町と称せられる小都市的地域の存在を許したのである。岡山藩では町分と称せられ、寛永年間に13を数えた。仙台藩では文政年間に9個の町場があり、阿波徳島藩、土佐高知藩においてもそれぞれ4および9の郷町が分布し、越後高田藩においては郡内市街を形成するもの5個を数えた。このような郷町・町場においては、城下町と同様商業の自由を認められた所もあるが、また色々の制限をつけられたものもあった。高知藩の如きは13項の禁制品を挙げていた。郷村・町場は他国商品を直ちに他国より仕入することを禁止され、城下町問屋の手を経て仕入れねばならなかつことはすでに触れた通りであるが、しかしそれも近世末になると、漸次直仕入権を獲得するに至つた様で

ある³²⁾。

薩摩藩の場合、上掲の郷町・町場に相当するものとして「野町」というものがあったが、それは郷町等とは発生理由を異にする、いささか性質の違った特殊な町場であった。すなわち薩摩藩には「外城制度」なるものがあり、それに由来するものである。藩は城下および近在近名³³⁾である鹿児島、屋久島奉行支配の屋久島・口永良部島、船奉行支配の七島等または道之島を除き、薩隅日の各郡に、初めは外城³⁴⁾と称し、後天明4年(1784)4月に郷と改称した行政区劃を設けていたが、それぞれの郷(=外城)には、また麓と呼ばれる地域があり、そこにその郷の政府である地頭仮屋(地頭館)あるいは領主仮屋がおかれ、郷士あるいは家来の大部分も、この麓に居住したのである³⁵⁾。つまり外城制度とは家臣団の屯田制度であり、一朝事あるときには、そのまま地域の武士が軍団となるものであった³⁶⁾。この外城制度はそもそも、天正15年(1587)島津氏が豊臣氏に和を乞い、その結果薩隅日三州の旧封地ばかりを保つことを許された時に、さきに九州全土から連れ帰った多数の武士を到底鹿児島城下ばかりに収容することができなかつたから、これを郷村に放ち、在来の郷士に交えて農兵を組織せしむるに至った³⁷⁾ことがその発祥であるといわれている。

ところで麓の外周には村(在)および町・浦浜が連り、それぞれ百姓、町人、

32) 宮本又次『前掲書』、180~181ページ。

33) 現在の鹿児島市(旧谷山市域を除く)は、近世、上・下・西田の城下三町と、周辺の農村とに分けられていた。その農村部は古く「近名(きんみょう)」と呼ばれたが、天明4年(1784)4月「近村(きんそん)」「近在(きんざい)」と改称された。(『鹿児島市史1』、403ページ)。

34) 外城とは「元来本城に対する外衛の支城なるが如く、島津氏前代の制度に於ては、本城を中心として領内各地にかかる支城を配置し、防衛拠点とし、且つ夫を中心とする内政上の区劃を設けたのである。其の城砦施設は慶長廿年閏六月、徳川幕府の発した謂はゆる一国一城令と共に全廢せられたが、城跡は何れも城山或はお城と呼ばれ、猶ほ有事の際は利用されるべきもの」である、と『鹿児島県史』は記述し、さらに「其の周囲区劃の組織は大体旧来通り伝統せられ、其の点は外城なる旧称に現はれて居り、夫が一の行政区劃なる点では、郷なる新称を以て妥当とすべきであろう。」と外城および郷の呼称がいずれにも妥当性を有していることをつけ加えている。

35) 『鹿児島県史』第二巻、157~158ページ。

36) 原口虎雄『鹿児島県の歴史』、163ページ。

37) 小野武夫『郷士制度の研究』、大岡山書店、大4、77ページ。

浦浜人が居住していたが、これらを包含して一郷としたのである³⁸⁾。野町は各郷（外城）において藩法上許された町人居住区のうち後述の浦町と門前町を除いたものである。

野町は当初岡町と呼ばれたこともあったが、正徳元年（1711）十月「外城町之儀、岡町と唱候所も有之、不相応之唱候條、岡町と唱候所、向後は野町と相唱筈候間、比旨、寄々致承知候様ニと、申渡置候、已上」（列朝制度卷之十二）³⁹⁾ということで、以後野町と唱されるようになった。

この野町は、すべての郷に存在するとは限らなかった。野町のある郷もあれば、ない郷もあった。原口氏は薩藩領内 115の郷⁴⁰⁾のうち、野町のある郷は次表第5表のように67であるとされる。ただし同氏は桜島・新城・重富・馬越の4外城においては具体的に野町の存在を確認できず、これを差引けば63になることを付言されている。いずれにせよ野町では商行為が営まれたが、しかし、各郷における野町人は自由にその営業場所を選定できるものではなかった。第2図の例のように、恒常的な商業経営は限定された区域内においてのみ許されたのである。町場の入口には大きな町では大門口・町門などの名称の門があり地方では門の代りに入口に柱を二本ずつ立て、それに注連縄を張った垂ん口と呼ぶものがあり⁴¹⁾、郷士の居住地区と厳重に区別されていたようである。明治以降のことではあるが、蒲生野町の商人が麓との境になっている町門をこえて武家街に進出し、郷士達の中から麓の表通りを商人の店として貸すものもできることから、他の郷士達が“不名誉だ”と憤慨したこと⁴²⁾、などもこの間の事情をよく表わしているものといえよう。

（貧弱な野町商店） 野町・浦町等の外城町場には質屋・米屋・糀屋・油屋・魚屋・薬屋・鬚附屋・焼酎屋・酒屋・肥料屋・綿屋・荒物屋・小間物屋・旅込屋

38) 『鹿児島県史』、第二巻、158ページ。

39) 前出『藩法集』、345ページ。

40) 鈴木公氏の調査によると麓の数は時代によって違うが延享元年（1744）以降は大体113であったということである。

41) 鈴木公『鹿児島県における麓・野町・浦町の地理学的研究』、私書版、昭45、57ページ。

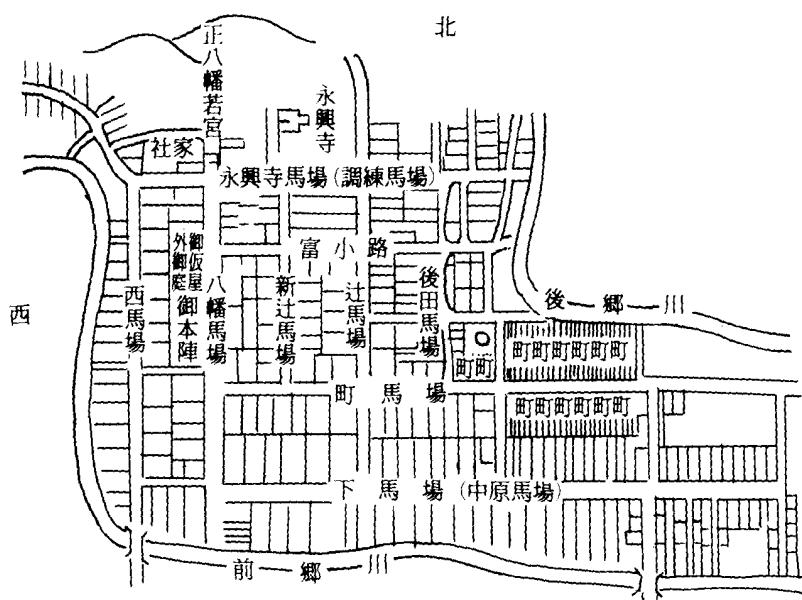
42) 「郷土のくらし一世紀——野町②」昭31・5・22南日本新聞

第5表 薩藩野町分布表

国名	野町有之郷	野町無之郷		
薩	大郷 出頬川 水姓辺 伊集院 加世大 院田口 中郷 高城郡 城崎田来施 郡田 東大樋伊阿 郡脇作多 小郷 野山 田野 羽月 高尾野 私領 知宮之城 覧入 今和泉來	谷山 指宿 阿久根 隈水引 串木野 坊久 志次郷 百中 河辺郡 山田 喜日 入置吉志木 永佐黒		
摩		泊秋 薩摩郡 山郡 山 川 目田山 鹿吉平 篠利佐 牟田		
大	大郷 国高 分山 中郷 鹿始溝栗本蒲恒 屋良辺野城生吉 小郷 始羅郡 山湯之尾 私領 ?重花 富岡	串良 ?桜財横吉踊帖 島部川松 佐 ?鳶 木越 ?新種子島 城	小根占 佐多始 大良會於郡 代根引山 田牛百日當 加治木市成	大根占 多良會於郡 内之浦 敷高根限 垂水
隅				
日	大郷 末諸郡 吉城 中郷 大野飯 崎尻野 小郷 松諸郡 吉高綾 私領 都之城	高岡 小林 穂高加久藤 馬関田 須倉 木岡	志布志 山之口 合計48 (?を加えれば52)	勝岡
向				

原口虎雄「薩藩町方の研究」340ページより引用

第2図 蒲生の麓と野町



鈴木公『鹿児島県における麓・野町・浦町の地理学的研究』

65ページより引用

蕎麦屋などの職種が見られたが⁴³⁾、「城下の商家ほどの分化も見られず、大兼業で、かつまた規模も小さいものであった由である」・「これらのうちで荒物屋・小間物屋のような何でも屋的形態が普通の形で、専門化した油屋・酌屋・質屋も大方の外城にもあったけれども小さなものであった由である」原口氏の記述⁴⁴⁾にあるように外城町場商店は小規模で万屋的性格のものが多くなった。もっとも、当然といえば当然のことであるが。

これら野町（浦町・門前町も含む）の職種の中で最も数的に多かったのは焼酎である。天明3年（1783）御勝手方より出された「（上略）焼酎屋之儀…銀、壹ヶ年四拾八匁ヅツ、上納被仰付候處、段々隠作有之由、七八ヶ年已ハ、焼酎屋千貳百四五拾軒有之候處、年々相減、去寅年は、九百六十軒余候、近年壳酌家多由候處、右通減少之儀、隠作有之筋相見へ候付、願通支

⁴³⁾木氏も独自の調査において、明治初~20年頃（藩政時代とそう大きな差異はないと思われる）の職種類計を前掲書に掲げられている。詳細については同書62ページ参照のこと。

⁴⁴⁾虎雄「前掲論文」、361ページ。

配被仰付度、五百軒相増候へば、廿四貫目相増筋ニ候旨、……」（列朝制度卷之十二）⁴⁵⁾との史料によって領内に約1,000～1,500軒程の焼酎屋が存在したことが知られる。当時中以上の民家では大方の家で自家醸造をしていたのに、なおこの焼酎屋の数は膨大に過ぎる。結局「カメ壺」が一つか、せいぜい二つ位の小さな焼酎屋が圧倒的な数をしめていた⁴⁶⁾ということであろう。

薩摩には、古来大島の黒糖をはじめ、菜種、煙草など豊富な特産物を産出しながら、すべてこれは藩の専売で領主中心、武士中心の生産が行われ、農民はもちろんのこと、商人、漁民とも極度に頭を抑えられていたから、上方や江戸を中心に商人勢力が台頭しつつあるときに、薩摩の商人達（野町の人達）は、上述のところからも推察されるように、相変らず貧弱で、郷士や百姓の日常必要な品物を細々と調達する程度だったのである⁴⁷⁾。

(半商半農) しかも藩政時代は再三述べたように、自給自足経済で殆んどの品物は自作していたから、商人より購入するものはごく限られたものでしかなかつた。そこで例えば原口氏が「城下を除いて外城の町場は、商職のほかに、半ばは『町浮』⁴⁸⁾や永作地・大山野などの耕地⁴⁹⁾で農作をやって暮しをたてていたのである。高山郷伊東家の私有地を始良郷の町人が下作したり、寺の私的保有地を下作したりしていたことがわかっている。半農半商こそ外城町場の生活形態であったといえる。これが後年天保度の財政改革の時分、藩の直接ないし間接専売の鉄環が強くなるとともに益々営業不振となり、『商人は商を得ず』という結果、農業ないし奉公に頼ってゆく傾向を一層強めたのである。」

45) 前掲『藩法集』、372ページ。

46) 原口虎雄「前掲論文」、361～362ページ。

47) 「郷土のくらし一世紀——野町①」

48) 町人に与えた浮免（＝門高に編入されない本田畠）地。浮免であるから公役をのがれる。

49) 永作（＝自費開墾地、永代所有が許される）・溝下見掛（＝荒れてつくり手のないをふたたび開墾した耕地）・大山野（＝原野・藪沢を開墾した切換畠の一種）など等耕地は町人にも私的保有が許されたので、野町人も耕地をもち得た。（原口虎雄掲論文」364ページ）。

50) 原口虎雄「前掲論文」、363ページ。

と、また村野氏が「山崎野町は……享保六年十一家部、弘化、嘉永の頃が十四家部であるが、このうち商業を営んでいたものは数軒で他は川内川の魚採りや舟頭などを行っていたといわれるが何れにしても商業及び漁業だけでは十分な生計は維持できず、半農半商、半農半漁を行っていたらしいがその半農を示すもの食べるだけはつくらしていたというのがこの貳拾八石四斗五升三合六勺七才の町浮免であろう。」⁵¹⁾と、いずれも史料に基いて述べられているように、野町における商家は、城下の町人町や宿場町と異なり、農業（もしくは漁業）を兼業することによって、ようやく生活を支えていたのが普通の状態であった。

このように外城野町における営業品目は、自給自足の困難な生活必需品の販売が主であったことや、農業を兼業していることなどでお客様に対して無愛想で熱意がなく、結局明治に入って営業の自由性が認められるようになると、新規開業した商人あるいは他所からの移住商人へ商業の実権が移って行くことになるのである⁵²⁾。

(労野町) ところで、非生産階級である町人は社家・門前の住人等とともに、身分上士農工商の最下位におかれたことは全国共通である。特に薩藩では前に述べたように、直接生産者や賦役人確保が優先し、また当時の商人から得る礼銀（税）が少なかったため「……百姓江野町より入来候儀は御免ニ而候百姓より野町江出候儀且又野町より町浦浜類江互之出入御禁止候事」と寛政12年（1800）「山崎本宗門手札改方ニ関スル次第書」に見られるように⁵³⁾縁組みにまで強い制限が加えられていた⁵⁴⁾。

しかし、このような町人成の制限も、野町の著しい衰弊・人口の減少の傾向に対しては、いつまでも、励行するわけにはゆかず、ようやく時代の下るに従

51) 村野守治「薩藩野町の研究」（鹿児島県高等学校歴史部会編『鹿児島史学第四号』，1957, 所収），9～10ページ。

52) 鈴木公『前掲書』，58ページ。なお鈴木氏は高山町の例をあげ、このことを説明しておられる。

53) 原口虎雄『前掲論文』，376ページより引用。

54) 鈴木公『前掲書』，66ページ。

って、禁令の緩和によって最低必要人口の維持をはからざるを得なくなった⁵⁵⁾。すなわち、疲弊した野町は、これを労野町として年限を10~20年間に限って、百姓や浦人等との通婚を許可したのである。原口氏の調査では、このような通婚許可の野町は49を数え、領内の野町有之郷63のうち実に78%弱に相当する⁵⁶⁾。幕末期における薩藩野町の衰弊状態を如実に示すものといえよう。

近世中期以降においては、それまでの貢租貨幣納および農民の非自給生活資料・生産用具購入のための小農経営的商品生産とは異なり、利潤獲得を目的とした新しい性格の商品生産が展開しはじめ、それによって農民は、獲得した貨幣を、農業生産力増大のための農具や肥料や農産物加工のための道具購入に投下することが可能となり、"購買のための販売"ではなく、"販売のための購買"がおこなわれ、恒常的な商品生産が農村内部に展開することになった⁵⁷⁾。それとともに商品流通は活発化し商人の活躍する場が拡大して行くのであるが薩藩における地方経済の場合には門割制度という特殊な農村支配形態の維持および八公二民と称される高率の収奪によって、商品生産の育つ余地は全くなかったといえるのである。専売制による商品生産はあっても「農民的商品生産」は行なわれなかつたのである。従って一般商人の活躍する場は極めて限定されたものとなり、こうしたことも疲野町を生ぜしめる一つの遠因と考えてよいであろう。このような野町の不振が「明治以後の本県産業の発展、健全なブルジョアジーの成長をもひどく遅らせる結果になった。」⁵⁸⁾という村野氏の指摘は、鹿児島における近代資本主義の発達を理解する上で、大きな手がかりとなるであろう。

(追記) 「薩藩商業略説(2)」——領国内商業：研究ノート：その2——
は本学『紀要』第27号、人文・社会科学篇に掲載。

55) 原口虎雄「前掲論文」、377ページ。

56) 同上、384ページ。なお薩藩領内労野町と通婚許可の範囲・年限等についての具体的かつ詳細な一覧表が378~383ページに掲載されている。

57) 豊田・児玉編「前掲書」、218ページ。

58) 「郷土のくらし一世紀——野町①」